

○南関町工場等設置奨励条例

昭和58年9月27日条例第17号

改正

昭和60年9月25日条例第34号

平成3年3月15日条例第9号

平成12年6月25日条例第24号

南関町工場等設置奨励条例

南関町工場設置奨励条例（昭和40年条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、南関町における企業の発展に資するため、南関町内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、町税の課税免除若しくは不均一課税、又は便宜の供与を行い、もって本町産業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「工場等」とは、製造業、鉱業、卸小売業、運輸通信業、ソフトウェア業及びサービス業のうち規則で定めるものをいう。

（工場等の指定）

第3条 町長は、新設又は増設される工場等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該工場等をこの条例を適用する工場等（以下「適用工場等」という。）として指定する。

（1） 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1項第3号に規定する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による内閣総理大臣の公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）を有し、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日日雇い入れられる者を除く。）の数が5人を超える者を有する工場

（2） 前号以外の工場等で設備投資額が1,500万円を超え、かつ、これを当該事業の用に共したことに伴って増加する雇用者（日日雇い入れられる者を除く。）の数が5人を超えるもの

2 前項の指定を受けようとする者は、適用工場等指定申請書に關係書類を添え、町長に提出しなければならない。

（課税免除又は不均一課税）

第4条 前条第1項第1号に該当する適用工場等を有する者に対しては、南関町税条例（昭和31年条例第3号）の規定にかかわらず、固定資産税の課税免除を行い同条同項第2号に該当する適用

工場等を有する者に対しては、固定資産税の税額の100分の50に相当する額を減ずるものとする。
この場合において、課税免除又は不均一課税を行う期間は、当該措置を講じた最初の年度以降3
か年度までとする。

(便宜の供与)

第5条 町長は、適用工場等を新設し、又は増設する者に対し、適用工場等用地、住宅用地、用排水施設、電力の供給施設、道路等の整備並びに労務のあっせん、その他の便宜の供与を行うよう努めるものとする。

2 町長は、条例施行日以前から町内に事業所を有している企業のうち、第3条第1項に規定する工場等に相当すると認める場合は、前項の規定を適用することができる。

(指定の承継)

第6条 適用工場等を合併、譲渡、相続その他の理由により、適用工場等の指定を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、町長にその承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 町長は、適用工場等が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に実施した奨励措置に要した経費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する適用工場等としての要件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年9月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月15日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年6月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。